令和８年度事業計画

Ⅰ．基本方針

「人生１００年時代」と言われている昨今、新型コロナウィルス感染症拡大による会員数の減少、『インボイス制度』の導入による消費税の新たな追加負担、また、『フリーランス法』の施行に伴う契約方法の見直しや公益法人制度改革による会計基準の改正など、シルバー人材センターを取り巻く環境は大きく様変わりしています。当センターでは、これらの社会情勢の変化に対応し、持続可能な事業運営を目指して、高齢者の皆さんと共に各種事業に取り組んでいるところです。

さて、当センターへの入会年齢が上昇するにつれ、高齢者の入会目的や就業ニーズは多様化しています。多くの方は「健康を維持するため」「生きがい・社会参加」等の理由で入会し、自分に合った仕事を希望し、サークル活動を続けていく中で、「発注者から仕事を任せられる喜び」や「シルバー仲間と集う楽しみ」を実感しています。これがシルバー人材センター事業の目的であり、本来あるべき姿です。このセンターの設立趣旨を堅持・継続し、会員と共有してまいります。

当センターの請負・委任事業においては、令和８年度から『包括的契約形態』に移行します。これは、会員・発注者・シルバー人材センターの三者による契約形態で、契約上は発注者がセンターを通じて会員と直接契約する形になります。発注から完了までの手続きは、ほぼ従来どおりですが、業務・会計システム内容や各種様式等の変更が必要となります。この移行に伴い、当センターには今まで以上に「多様化する会員の希望内容と発注者の依頼内容とを調整しマッチングすること」が求められます。この移行に関し、混乱のないよう努めます。

また、今年度は、重点項目の中でも特に『安全就業』の徹底に努めます。高齢者の就業には常に危険が潜んでいます。全国で発生した重篤事故の検証結果では、高所作業でのヘルメット未着用や体調不良での無理な就業、自分は大丈夫という過信などによる「防げた事故」がほとんどです。安全ルールの厳守を徹底すると共に、熱中症の未然防止に努めます。夏季に就業する全ての会員に「命にかかわる暑さ」への適切な対応を呼び掛けます。当センターの『熱中症予防対策指針』に沿った防止策と会員自身の健康状態の把握、家族からの助言等により、会員の皆さんと共に「傷害・賠責事故の根絶」を目指します。

当センターは、今年度も又、会員の皆さんそれぞれの健康状態や体力、就業希望内容や入会・在籍目的等に合わせて、就業を通して生きがいを修得し、地域社会に貢献できるよう就業環境の整備に努めます。

Ⅱ．重点項目

１.安全就業の徹底

(1)会員への「センター熱中症予防対策指針」の周知・徹底

(2)就業環境の状況や健康状態に基づく会員自己判断(休暇、就業時間の短縮、就業継続)の尊重及びグループ就業内での“言い出しやすい環境づくり”を推進

(3)グループ就業におけるミーティングの実施及びグループ内就業会員全員への安全就業の必要性を周知・徹底

(4)同一グループ内でルールを守らない危険な行為をしている会員への会員間での注意喚起及びグループ内改善の必要性を周知・徹底

(5)個人・グループに対する安全就業のための具体的指導の徹底

２.会員(特に女性会員)の入会促進強化

(1)女性会員への実態調査により、“入会したいと思ってもらえるようなセンターづくり”の検討

(2)入会促進のための啓発活動の強化

(3)女子会を中核とした女性会員の活動範囲の拡大

３.就業の場の更なる開拓と適材適所の就業機会の提供

(1)就業の場の新規開拓

(2)多様化する会員の就業希望に基づくマッチング・調整力の強化

(3)就業会員不足職種における人材確保

４.「包括的契約への契約方法の見直し」の実施

(1)フリーランス法への適切な対応

(2)会員専用のアプリ登録(Smile to Smile)の推進

・従来の広報媒体からデジタル活用媒体への転換を促進

５.公益法人制度改革(令和７年４月１日施行)への適切な対応

(1)公益法人会計基準の改正に伴うシステム対応の整備

(2)令和９年度までの経過措置期間内での事務局体制の整備

６.将来を見据えての事務局体制の確立

(1)運営基盤強化のための事務局職員の確保及び育成

(2)公益法人として持続可能な事業運営のための財政基盤の強化

健康で働く意欲がある限り、何歳になっても
充実した自分の居場所と生きがいを見つけましょう。

Ⅲ．年度目標

１．会員事故：就業中・就業途上の傷害及び賠責事故　**０件**

２．会　員　数：正会員　**５５０名**（うち女性会員**１６５名**）

　　　　　　　：多賀城市の６０歳以上の人口に対する会員の
　　　　　　　　入会率　**２．８％以上**

　　　　　　　：賛助会員　**２４団体**

３．就　業　率：**７５％**〔含む.労働者派遣事業〕

４．事業実績：請負・委任事業収入金額　　97,000,000円

　　　　　　　：請負・委任事業就業延人員　　17,200人日

　　　　　　　：労働者派遣事業契約金額　113,000,000円

　　　　　　　：労働者派遣事業就業延人員　　18,000人日

Ｖ．事業実施計画【公益目的事業の内容】

１．就業開拓提供事業

就業を通じて、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図るために必要な事業を行います。請負・委任事業及び労働者派遣事業の受注活動を強化すると共に、会員と発注者双方の満足を得られるよう、きめ細やかな調整・マッチングに努めます。

(1)請負・委任事業

①就業先の新規開拓に努めます。

②除草や植木剪定作業等の職種においては、受注量に十分に対応しうる人材の確保を図ると共に、就業会員各人に合った無理のない就業ができるよう発注者と調整します。

③令和８年度から「包括的契約」方法へ移行するにあたり、契約形態の変更点等を市民の皆様始め行政機関や企業様へ丁寧に説明し、引き続き理解を求めます。

≪具体的取組み≫

①会員への声掛け・勧誘による人手不足職種（機械刈り・手刈り除草、集草作業、植木剪定等）で就業する会員の確保

②職種を絞った入会促進パンフレット等の全世帯配布

③会員の就業希望条件（就業可能日数、時間等）の把握と調整

④市民や発注者等に誤解されないための「メリハリのある就業サイクル」の明確化と徹底

・実働時間を明確にしたサイクルに沿った就業の徹底

⑤派遣契約での就労が終了した会員に対し、クーリングオフ期間中に請負・委任契約の職種で就業できるよう勧誘

【人手不足職種での就業体験と切れ目のない就業を奨励】

⑥令和７年度に引き続き、今年度も「空き家管理」業務及び「お

墓清掃サービス」業務を多賀城市の『ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品』として申請し登録

⑦「一人暮らしの高齢者」を支える家事援助事業の推進

特に、平成２８年度から多賀城市から委託されている総合事業「介護予防・日常生活支援事業」に組織的に対応できる体制を整備(認知症サポーター養成講座やハウスクリーニング講習会への受講促進を継続。事務局と従事会員との情報交換を徹底し、各種研修会へ参加し技能向上を図る)

⑧発注事業者への「包括的契約」の事務手続き内容の説明継続

(2)労働者派遣事業

派遣元の本部である(公社)宮城県シルバー人材センター連合会（以下、「宮シ連」という。）と密に連携し、法令に基づく適正な契約形態を派遣先に説明すると共に、企業からの様々な求人内容と会員の就労希望内容等を調整し、双方が納得できる条件での受注を目指します。

また、より多くの会員が就業機会を得られるよう、従来どおりローテーション就業体制を堅持します。

≪具体的取組み≫

①派遣先企業の新規開拓

②業務内容を精査し、適正な契約形態での受注

③就業に係る会員の希望内容と派遣先企業のニーズを調整し、ミスマッチの減少に努め、受注確率を高める

④『働き方改革』関連法に基づく派遣先での処遇改善を促す〔派遣先の法的義務等を企業に説明し、理解を求める〕

⑤会員へのデジタル機器や電話等による就労意向打診や求人情報の提供等により、希望者の中から適材適所の人選

⑥宮シ連との情報交換

(3)職業紹介事業

求職者がいつでも相談できる体制を維持しますが、求職者である会員は、当センター会員の身分のままでの就労を希望する方がほとんどのため、労働者派遣事業に重点を置いて推進します。

(4)事業拡大の前提となる会員の入会促進及び退会抑止の取組み

毎年、入会動機の上位を占めている「健康維持・増進」、「生きがい、社会参加」という会員の希望に合致する仕事等（体力等に合った適度な仕事、やりがいのある仕事、就業以外の趣味的活動）を会員に提供することにより、高齢者の入会促進に努めます。

また、会員にできるだけ長く在籍していただけるよう、就業ばかりではなく、楽しく活動できる環境づくりに努めます。その一

環として、サークル活動等におけるセンター仲間や事務局職員等との交流の機会を創ります。

また、今年度も、女性が集い情報交換できる場を設け、女性会員の自主的な発想による活動範囲を拡大できるよう取り組みます。

≪入会促進の具体的取組み≫

①会員の口コミによる１人会員入会活動の推進

②「女子会」組織の活性化

・女子会の開催（**年３回**程度）

・女性会員によるＷＰ利用者への入会呼びかけ活動

・「女子会主体の年間行事」の検討・実施

③入会説明会（毎月２回）の継続

④「入会説明会」ご案内チラシ（定年退職者向け、女性会員向け、自分に合った働き方改革等）の全世帯配布を**年６回**実施

⑤入会後の迅速な就業機会の提供

⑥ワークプラザ自主事業の充実と利用登録者への積極的勧誘

⑦会員限定のサークル活動への裏方支援

⑧高齢者活躍人材確保育成事業を実施する宮シ連と連携し、女性向けセミナーの実施

⑨ハローワークとの連携強化

≪退会抑止の取組み≫

①入会後、一定期間未就業の会員に対し、状況確認すると共に優先的に就業機会を提供

②事務局職員等による疎遠ぎみな高齢会員等への声掛け

③未就業会員への電話での聞き取り調査により、各人に合った“生きがい”を得られる活動等を紹介・提供

２．普及啓発事業

『当センターの事業は、会員のためだけの事業ではなく、多賀城市民の皆さんのための事業である』ことを再認識し、シルバー事業の意義を広く社会に周知し、入会促進及び就業先確保のための普及啓発活動を強化します。

また、令和８年度からの「包括的契約」方法への移行に伴い、契約方法の見直しの内容を当センターホームページに掲載し、請負・委任事業に係る利用契約を締結する該当事業所の皆さんに引き続き説明し理解を求めます。

同時に、会員の協力を得ながら、会員専用のアプリ登録（Smile to Smile）を引き続き推進し、迅速に情報提供できる体制を目指します。

(1)入会促進のための普及啓発

≪具体的取組み≫

①『会員一人、新規会員１名確保運動』の推進

②「入会説明会開催日時パンフレット(就業開拓併用)」の全世帯配布**【年６回】**

【一部を「女性の皆さんに特化した入会促進内容」とする】

③公共施設(多賀城市役所、多賀城市文化センター、多賀城市地域職業相談室等)に啓発チラシを常備

④市政だより『多賀城ＮＯＷ』に入会説明会の日時を毎月掲載

⑤ホームページによる事業内容等の情報提供

⑥町内会等設置の掲示板**４７箇所**に入会促進ポスターの掲示

⑦当センター会報『新年号』をホームページに掲載

⑧ワークプラザ自主事業(技能講習会、社会参加促進教室)のご案内を市政だより『多賀城ＮＯＷ』に毎月掲載

⑨ワークプラザ来館者及び利用登録者、講習会等受講者への勧誘促進

⑩地域班単位の啓発拠点として、会員有志の自宅塀等への入会促進ポスター掲示【協力していただける会員のみ】

⑪地域貢献ボランティア活動の実施

⑫取引協力企業等に対し、賛助会員への入会促進活動強化

⑬ホームページ「賛助会員紹介コーナー」にて、賛助会員の事業内容等を掲載

⑭サークル活動の積極的な情報発信

(2)就業機会開拓のための普及啓発

≪具体的取組み≫

①「入会促進のための普及啓発」との併用パンフレットを活用し、当センターで受注可能な職種を紹介

②公共施設等へのＰＲチラシ常備

③会員による市内商業施設店舗前での普及啓発活動

④“こんな仕事もお任せくださいＰＲ”(春夏秋冬の図柄使用)を発注者へ送付

⑤ワークプラザでの手芸品の展示販売

⑥「たがじょう秋まつり」等へ出店し、手工芸品等の展示販売

⑦『会員一人一人が営業マン運動』の推進

３．研修・講習事業

多賀城市シルバーワークプラザを有効活用し、自主事業として各種技能講習会及び社会参加促進事業を実施します。センターの会員

ばかりでなく６０歳以上の市民に広く受講を呼び掛け、入会につながるよう努めます。

≪具体的取組み≫

(1)技能職希望会員及びワークプラザ利用登録者対象

技能習得による就業機会の提供・拡大を図るための技能講習会(襖張り・障子張り、クロス張り、網戸張り、植木剪定、塗装、ハウスクリーニング、書道、**普通救急・救命**、色彩)の実施

(2)正会員対象

①迅速な情報発信・受信が可能となるスマートフォン等を活用したデジタル化の推進。会員がスマホを持参すれば、アプリ登録（Smile to Smile）を職員がお手伝いする体制を継続。

②新入会員対象に「認知症サポーター養成」「ハウスクリーニング」講習会の受講義務付け

③当センター衛生委員会による、会員の自宅学習用「事故防止及び健康維持等に役立つ資料・情報」の発信

(3)女性会員対象

多賀城市からの「見守り支援委託事業」を円滑に遂行するため、女子会開催日に外部講師による「傾聴技能講習会」を実施

(4)正会員及びワークプラザ利用登録者対象

①社会参加を促進するための生きがい対策教室〔パソコン操作、英会話、手芸、俳句、料理、日曜大工、グランドゴルフ、レザークラフト等〕の開催

②注意喚起を目的とした「自動車運転実技適性診断」の実施
〔令和９年２月２５・２６日、３月１日の３日間〕

４．調査研究事業

各種アンケート調査を実施し、事業の拡大を図ります。

特に、女子会のより強固な組織化と、女性会員の入会促進と活躍の場を拡大するため、女性会員に対するアンケート調査を行います。

また、定期集会や他の団体が実施している事業やボランティア活動等を調査し、女性会員が楽しく参画できる事業を検討します。

≪具体的取組み≫

(1)未就業会員対象「聴き取り調査」の実施

- 就業可能な会員については、各人の就業可能条件を把握し発注者の発掘とマッチングを図る
- 何らかの理由で就業できない会員については、健康状態等の確認を行うと共に、サークル活動等の就業以外の情報を提供し、参画を促す

(2)発注者(企業、一般家庭)対象の「お客様満足度調査」の実施

発注者に対するサービス向上を図るため、アンケート調査を実施し、その調査結果の一部を当センターホームページに掲載し、市民の皆さんに公表

(3)事務局職員対象

行政主導の「協議体」へ積極的に参加し、当センターがどの様な形態で地域貢献できるかを調査研究

(4)女性会員対象

女性会員への実態（意向）調査を実施し、「女性にとって魅力的なセンターとは何か」を調査研究

女子会の中で話し合われた自主的活動の希望内容を集約し、女性会員の活動範囲を拡大するための調査研究

５．相談事業

就業・就労に関する諸問題や生きがいに関する高年齢者の疑問や悩みを解消するため、適切なアドバイスを提供し問題解決に努めます。

≪具体的取組み≫

(1)正会員対象

①各種就業相談(随時)

②派遣元責任者による労働者派遣事業契約に基づく就労相談(随時)

③職業紹介事業紹介責任者による職業紹介事業契約に基づく紹介相談(随時)

④サークル活動やスムーズな加入促進に関する相談

(2)市内高齢者対象

①シルバー事業内容概要説明会の開催(毎月２回)

②技能習得及び社会参加活動に関する相談(随時)

③就業・就労に関する相談(随時)

④その他、相談先窓口の検索・アドバイス

６．安全就業推進事業

シルバー事業推進にあたっては、会員の安全及び健康は最優先課題です。会員が健康で安全に就業できるよう、受注した内容や現場状況をできる限り精査・確認した上で、提供するよう努めます。その一助となるよう、健康増進や安全就業に関する情報をできる限り提供してまいります。

また、会員一人一人が守るべき事項を十分理解し、安全に対する共

通認識を高め、チームプレーを最大限に発揮できるよう、グループ内でのミーティングの強化を促します。

≪具体的取組み≫

(1)会員への「熱中症予防対策指針」の周知・徹底

- **熱中症予防対策指針の対象となる業務内容**
- **熱中症にならないための「会員及び家族への注意喚起」の強化**
- **就業現場管理及び指導の徹底、早期発見のための体制づくり〔グループ就業における会員・リーダー・事務局との相互連携〕**
- **「熱中症の恐れのある会員に対する処置」の周知・徹底**

(2) 就業環境の状況や自分の健康状態に基づく自己判断の尊重とグループ内での共有化の推進

- **グループ就業であっても、個々人の体調に合わせて就業（その日は休むあるいは早く切り上げる等）を判断できる環境づくり**
- **就業サイクルを厳守した上で、実働時間内での個々人の判断による体調管理（水分補給等）の推奨**

(3)グループ就業における就業前・後のミーティングの実施及びグループ内での作業現場危険個所の把握と安全対策履行確認の徹底（『命を守るミーティング用シート』の完全履行）

(4)一連作業(機械刈り～飛散防止ネット張り～集草～廃棄物回収、現場写真撮影)における異職種就業会員間の連携強化

①各職種グループへの「安全ルール」の明確化と徹底
②就業現場ごとのグループ内での役割分担の明確化
③就業現場で露見した「安全不備事項」の検証と改善
④グループ内での安全意識の浸透

(5)個人やグループに対する安全就業のための具体的指導の徹底

①受託内容や役割を会員に自覚・認識してもらうための説明強化
②会員各人の認識の相違を防止するため、口頭だけではなく、現場状況写真等を添付した資料を基に具体的に説明・指導
③安全上不適切な対応を繰り返す会員に対しては、個別に体験指導を実施

(6)重大事故発生時、類似事故発生の可能性がある職種で就業する会員への迅速な注意喚起の強化

(7)就業時の安全一声運動の励行(常時)

(8)新入会員対象に安全講習会開催(入会承認の都度)

(9)安全部会員及び役職員による就業現場の巡回パトロール(年数回)及び安全指導の徹底(随時)

(10)職域班による安全衛生管理計画書の策定及び職域別安全手順書等の随時改定と従事会員に対しての周知徹底

(11)安全意識喚起のため、職域班(植木剪定、機械刈り除草)所属会員対象の出発式の開催(春先)

(12)安全部会と職域(植木剪定、機械刈り)各リーダーとの安全作業検討合同会議の開催

★【物損事故・傷害事故ゼロの目標を達成するため、所属会員全員が心に誓った令和８年度安全スローガン】

◎植木剪定職域班４グループ

・『不安全行動　見たらその場で　声かけて
全員一致で　怪我無く　安全安心に』

◎機械刈り職域班４グループ

・『事故なく、怪我なく、トラブルなく』

(13)派遣事業・衛生委員会の開催と情報提供

派遣会員の労働災害防止と健康増進等を図るため、委員会を毎月１回開催

また、委員会の議事録や産業医による健康講話の内容を施設内『安全掲示板』に掲示し周知

(14)塵芥車両に係る安全操作講習会の開催

(15)運転業務従事会員及び事務局職員に対するアルコール度検査の実施(毎日２回：始業時及び終業時)

(16)市の健康診断受診及び治療の徹底の奨励

(17)施設内に『事故発生状況』を掲示し、注意喚起

(18)公衆トイレ清掃業務を１人で行っている会員に防犯ブザーを貸与し、安全確保

(19)「自転車賠償責任保険」への加入及びヘルメット着用の奨励

就業現場等への行き帰りに自転車を利用している会員に保険加入及びヘルメット着用を奨励

(20)「自家用自動車任意保険（対人・対物)」への加入奨励

７．指定管理者としてのワークプラザの適正な運営

当センターは、令和４年度に多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者として再度認定され、4期目となる令和５年度から令和９年度までの５年間の管理運営を託されました。

この公の施設は、平成２２年に開館し当センター会員はもとより、市内の高齢者の就労等を支援する拠点施設として位置づけられています。当センターは、指定管理者として、「多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者基本協定書（令和５年２月)」に基づき、就労や地

域活動など高齢者の活動機会を創出、支援することにより、高齢者の生きがいや健康づくりなどに寄与するため、今後とも適正な運営に努めてまいります。

８．組織運営体制の充実と事務の効率化

公益法人としての組織を維持するため、健全で安定した財政基盤の確立はもちろん、理事会、専門部会（安全部会、広報部会）、派遣事業衛生委員会、地域班、職域班等の活動において、役職員及び会員の積極的な協議を重ね、より一層地域社会に開かれた事業運営に努めます。一方、お客様と会員との接点を担う事務局においても、受託事業等を通じて市民との信頼関係を築き、経費節減に努めながら事務の効率化を高めます。

(1)「包括的契約」へ円滑に移行できる体制の整備

フリーランス法が令和６年１１月１日に施行されたことから、シルバー人材センターの会員が従来の請負・委任事業で就業する場合には、この法律の適用を受けることになりました。これを受け、当センターでは、令和８年度から「包括的契約」へ移行するにあたり、新たな契約方法に係る会計システム内容を習得し正確に事務処理を行うと共に、引き続き、発注事業者等への丁寧な説明と対応に努めます。

また、当センター正会員に対しても、会員専用の“Smile to Smile”アプリ登録を積極的に促します。

(2)「公益法人制度改革」への適切な対応

公益法人認定法の改正に伴い、公益法人会計基準も改正され、これまでの財務諸表の様式が大きく変更されました。新公益法人会計基準は、令和７年４月１日以降に開始する事業年度から原則適用となりますが、令和９年度末まで３年間の経過措置が設けられています。この期間を十分に活用し、会計システムばかりでなく、的確に会計処理できるよう事務局体制の整備を推進します。

(3)運営基盤強化のための事務局職員の採用及び育成

事務局職員１名の欠員状態が続く中、若手正規職員を採用し、事務局体制の充実を図ります。

(4)財政基盤の強化

事業活動拡大による財源確保は言うまでもなく、持続可能なセンター運営を行うため、多賀城市と調整・連携し、国及び市補助金の確保に努めながら財政基盤の安定化を図ります。